

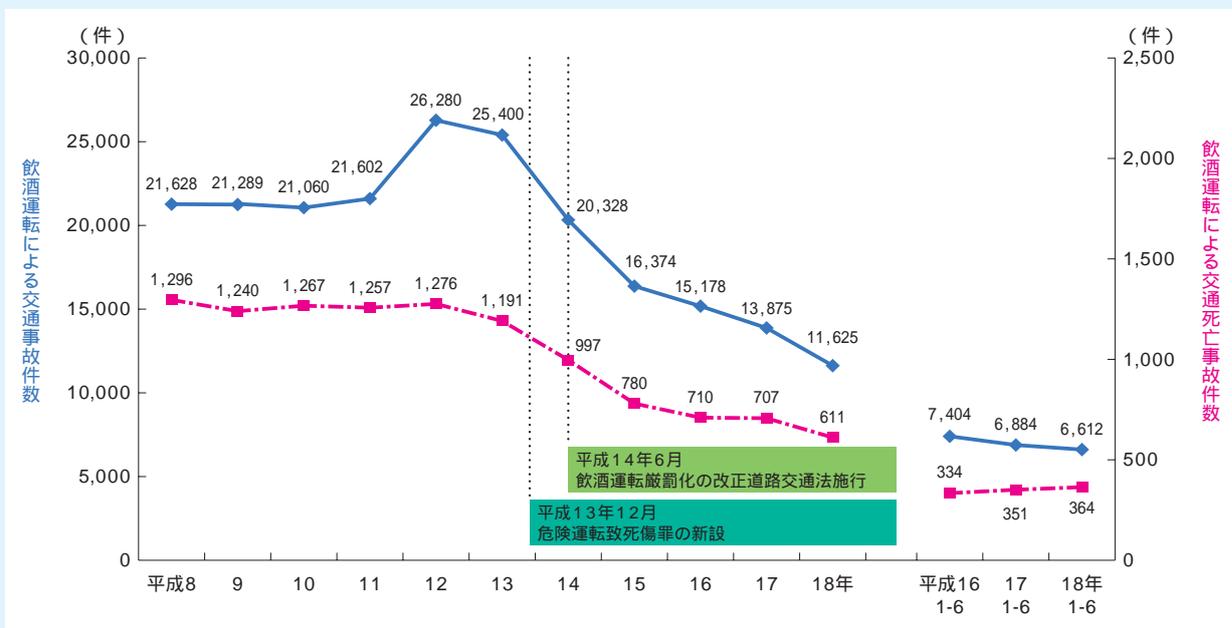
飲酒運転根絶対策

飲酒運転による交通事故については、関係機関・団体による飲酒運転抑止に関する取組や飲酒運転に対する罰則の強化等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平13法51）の施行（平成14年6月）等により、減少傾向にあったものの、平成18年8月には、福岡県で飲酒運転により幼児3人が死亡する交通事故が発生したことなどから、飲酒運転が深刻な社会問題となった。

このような情勢を踏まえ、平成18年9月15日に中央交通安全対策会議交通対策本部（本部長：内閣府特命担当大臣，構成員：関係事務次官等）において「飲酒運転の根絶について」（別添参考-1）を決定し、飲酒運転に対する国民の意識改革を進め、その根絶を図ることとした。

各方面での飲酒運転抑止の取組や警察における取締りの強化等により、平成18年上半期の時点では増加傾向にあった飲酒運転による死亡事故も9月以降減少傾向に転じたが、飲酒運転を根絶するためには、国民一人ひとりの意識を一層高め、「飲酒運転は絶対にしない、させない」という社会規範を確立する必要がある。

原付以上運転者（第1当事者）の飲酒運転による交通事故件数、交通死亡事故件数の推移



注 警察庁資料による。

ここでは、本部決定に基づき、飲酒運転の根絶に向けて取り組んだ主な施策を紹介する。

1 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化

関係業界への周知徹底，協力要請

関係機関においては、関係団体等を通じて、自動車運送事業者や酒類を提供する飲食店や酒の製造・販売、ホテル等の事業者に対し、チラシやポスターを配布するなどして、飲酒運転の根絶について周知徹底を図るとともに、運転者に対する酒類の提供の自粛と飲酒運転をさせない取組等について協力を要請した。

こうした働きかけや飲酒運転に対する社会的な関心の高まり等から、飲酒運転の根絶に向けた自主的な取組が各方面で広がった。

例えば、全日本交通安全協会では、日本フードサービス協会、日本自動車連盟とともに「ハンドルキーパー運動（自動車によりグループで酒類提供飲食店に来たときには、グループ内で酒を飲まず、他の者を安全に自宅まで送る者（「ハンドルキーパー」）を決め、飲酒運転を根絶しようという運動）を展開しており、警察も協力して飲食店や利用者に対して広く運動への参加を呼び掛けている。

広報・啓発活動，交通安全教育の実施

都道府県警察では，地域のボランティアや安全運転管理者等を通じて，各地域，各職域における飲酒運転根絶気運の高揚を図った。

平成18年12月には，飲酒運転被害者遺族等による基調講演や専門家によるパネルディスカッションを通じ，地域，職域等における飲酒運転の根絶に向けた取組の推進と気運の醸成を図り，飲酒運転に対する国民の意識改革を促進する「交通安全シンポジウム～なくそう！ 飲酒運転～」(主催：内閣府)を開催，平成19年3月には，海外の先進的な取組とともに公共交通機関が飲食業等と連携して地域ぐるみで飲酒運転をさせないための取組事例を紹介し，議論を深めることにより飲酒運転の根絶に向けた取組を促す「飲酒運転根絶を考えるシンポジウム～公共交通機関ができること～」(主催：国土交通省，独立行政法人自動車事故対策機構)を開催した。

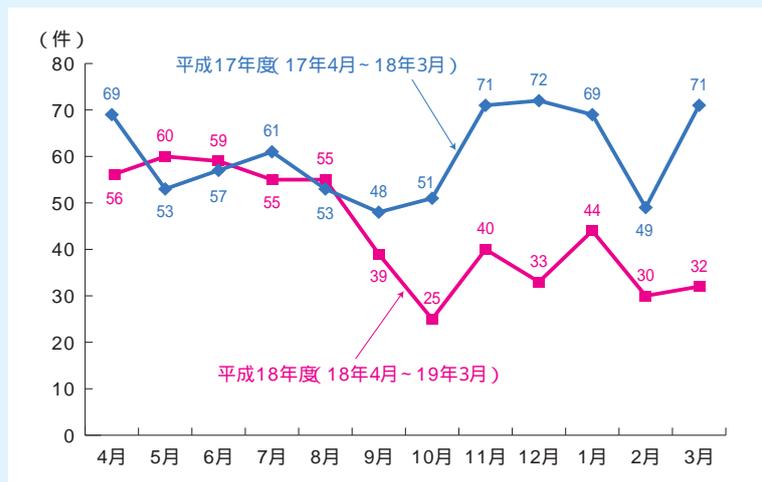
さらに，飲酒運転の根絶に向けた国民の意識改革を図るため，飲酒運転の根絶に向けた啓発ポスターを作成・配布するとともに，テレビ，ラジオ，新聞，インターネット等の各種媒体を活用し，広報・啓発活動を集中的・継続的に実施した。広報・啓発活動については，一過性のものとならないよう引き続き今後も継続的に実施する予定である。

警察では，飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態について周知に努めるとともに，飲酒運転の危険性について国民の理解を促進するため，実際に飲酒した状態でテストコースの走行や運転シミュレーターの操作を体験させたり，器材を用いて酒酔い状態を疑似体験させるなどの手法を用いた交通安全教育を推進した。



飲酒運転の根絶に向けた啓発ポスター

飲酒運転による月別死亡事故件数の状況



注 警察庁資料による。

2 飲酒運転に対する指導取締りの徹底等

都道府県警察においては，平成18年9月及び12月に設定された飲酒運転取締強化週間，秋の全国交通安全運動，全国一斉飲酒運転取締り等を通じて，積極的な飲酒運転取締りを推進した。

また，飲酒運転を検挙した際に教唆・幫助の存在が疑われる場合については，運転者の捜査にとどまることなく，飲酒場所，同乗者，飲酒の同席者等に対する捜査を推進し，飲酒運転を助長する行為についても積極的に検挙した。

また，飲酒運転を行った者等に対する罰則の強化等を内容とする道路交通法の一部改正案を国会に提出した。



3 刑事施設における交通安全指導

刑事施設（刑務所，少年刑務所，拘置所）においては，平成18年5月，刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平17法50）が施行されたことに伴い，受刑者に対し，矯正処遇として，従来の作業のほか，その者に必要な改善指導等の受講を義務付けることとなった。

飲酒運転を犯した受刑者に対しては，個々の必要性，問題性等に応じ，改善指導として，交通安全指導，被害者の視点を取り入れた教育，酒害教育を実施している。

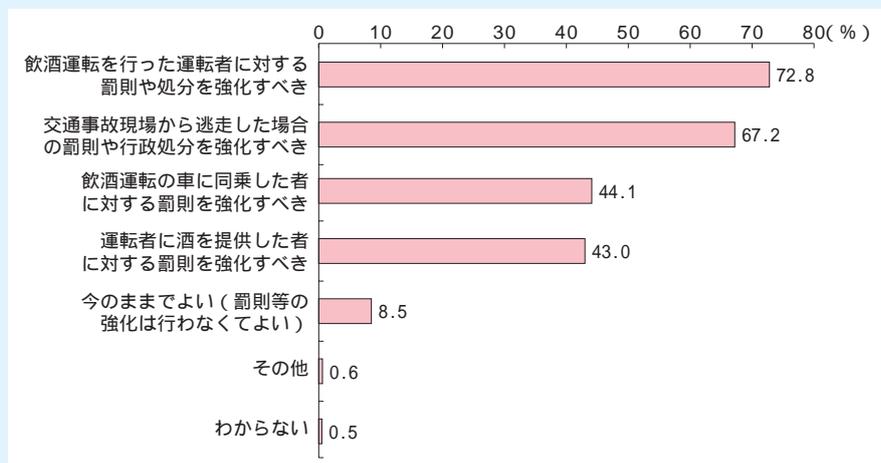
交通安全指導は，被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を反復した者を対象に，交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて，遵法精神，責任観念，人命尊重の精神等をかん養することを目標としている。

その標準プログラムにおいては，運転者の責任と義務，一般犯罪と交通犯罪，酒と生活，今回の事犯のもたらした代償，罪の重さの認識，被害者（その遺族等）への対応，出所後の生活を指導項目として，講義や討議，SST等の方法を組み合わせて指導を実施することとしている。

また，被害者の命を奪い，又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し，被害者及びその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者に対しては，被害者の視点を取り入れた教育を実施し，犯罪被害者やその遺族の方等による講話やグループワーク等を組み合わせた指導を行っている。

さらに，酒害教育については，民間自助団体等の協力を得てグループワーク等を取り入れ，酒の害について理解させた上で，飲酒が周囲の者に及ぼすさまざまな影響や断酒に向けた具体的な方策等について考えさせるための指導を実施している。

世論調査にみる飲酒運転に対する厳罰化について（複数回答）



内閣府：交通安全に関する特別世論調査（平成18年10月）

4 飲酒運転に対する車両技術開発の検討

運転者の呼気からアルコールを検知するとエンジンを始動させなくする装置（アルコール・インターロック装置）については，諸外国で飲酒運転違反者への制裁としての活用がされている例があり，飲酒運転の根絶のための有効な手段として期待されている。

この中で，国土交通省は，警察庁，経済産業省及び日本自動車工業会との協力によりこの装置の技術的課題の整理を進め，さらに，本年1月30日には，「アルコール・インターロック装置の技術課題検討会」を立ち上げた。

本検討会では，本人確認が難しいこと，十分な耐久性がないこと及び不正改造対策が難しいこと等の技術的課題への対応について議論を進めているところであり，これを踏まえ，飲酒運転違反者への制裁としての活用を念頭に置いた技術要件（案）の整理について検討を進めること，「一般車両や営業用車両に対する義務化」については，技術的課題を明確にすることにより，今後の技術開発を進めることとしている。

5 常習飲酒運転者対策のための連携強化

交通対策本部は，アルコール依存症の者等の飲酒運転を抑止するための諸対策について，関係行政機関及び飲酒運転対策に係る団体との連携を強化し，その効果的な実施を図るため，本年4月に「常習飲酒運転者対策推進会議」を立ち上げた。